平成２９年（フ）第４０号
茨城県筑西市下岡崎２丁目６番地７　サンハイツＡ－５、開始決定時の住所茨城県筑西市小川1175番地
破産者　野澤　俊男
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１２号
群馬県沼田市下久屋町368番地４
破産者　倉品陽一郎
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２９年（フ）第３４４号
埼玉県南埼玉郡宮代町百間２丁目５番11号
破産者　吉田　　勉
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６６号
高知市高須２丁目12番30号
破産者　北尾　勝也
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第６３号
沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納463番地13新町２号館207
破産者　古謝ひとみ
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第６９号
長野県上田市上田180番地６　サイトウハイツＢ棟、開始決定時の住所長野県上田市住吉500番地２
破産者　山口欣一郎
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第２１６号
静岡県浜松市中区海老塚２丁目25番212号
破産者　オープラネットこと　大木　哲志
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第９４３号
京都市南区唐橋琵琶町10番地１　第３洛西ハイツ507号、前住所京都市南区唐橋赤金町60番地１　グランシティ京都Ｉ番館110号
破産者　中村　　修
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１８号
京都市北区上賀茂桜井町26番地、申立時の住所京都市北区出雲路俵町53番地の１
破産者　松美工芸こと　弓削　兵部
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５５４号
京都市上京区福大明神町123番地　スペシャリー堀川903号室、破産手続開始決定時の住所京都市南区唐橋経田町25番地
破産者　丸吉こと　吉田　直宏
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１７号
山口県宇部市大字上宇部2540番地１サニーレタス205号室、住民票上の住所山口県宇部市小松原町１丁目５番11号
破産者　中野ちひろ
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第３号
兵庫県小野市王子町27番地の１　レオパレスエスペランサ206号、開始決定時の住所香川県高松市福岡町３丁目27番５号
破産者　三好　宏明
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第７９号
高知市塚ノ原368番地１
破産者　野村　和男
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第１４５号
岡山県倉敷市西中新田350番地
破産者　鎌田　隆博
1　破産債権の届出期間　平成30年２月14日まで
2　一般調査期日　平成30年３月１日午後１時30分
平成30年１月24日
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１４３８号
横浜市栄区小菅ケ谷２丁目７番39―205号
破産者　高橋　正樹
1　破産債権の届出期間　平成30年２月26日まで
2　一般調査期日　平成30年３月28日午前11時10分
平成30年１月24日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３５０号
川崎市高津区久末2102番地
破産者　有限会社宮本電気工業所
1　破産債権の届出期間　平成30年２月26日まで
2　一般調査期日　平成30年３月26日午前11時50分
平成30年１月24日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３２４５号
大阪府豊中市大黒町３丁目18番46号
破産者　有限会社平川ダンボール
1　破産債権の届出期間　平成30年２月26日まで
2　一般調査期日　平成30年４月16日午後２時
平成30年１月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２４６号
大阪府豊中市大黒町３丁目17―14、住民票上の住所大阪府豊中市大黒町３丁目17番15号
破産者　鳶金作二郎
1　破産債権の届出期間　平成30年２月26日まで
2　一般調査期日　平成30年４月16日午後２時
平成30年１月24日
大阪地方裁判所第６民事部